

令和7年度第1回国地方係争処理委員会

令和7年8月7日

【菊池委員長】 定刻になりましたので、令和7年度第1回国地方係争処理委員会を始めます。

勢一委員におかれましては、御都合により本日の委員会は御欠席される旨、伺っております。本日は、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書について、事務局から報告をしていただきたいと思います。

本日の委員会につきましては、平成13年2月5日、委員会決定に基づき公開することといたします。

報道関係者の皆様に申し上げます。カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。これ以降につきましては、記者席からの取材ということでよろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、まず議事の前に、総務省の御出席者に人事異動がございましたので、それぞれ順次、申し訳ありませんが自己紹介をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【小川自治行政局長】 7月1日付で自治行政局長になりました小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【坂越大臣審議官】 自治行政局の審議官を拝命いたしました坂越と申します。よろしくお願いいたします。

【植田行政課長】 昨年7月から行政課長をしております植田でございます。よろしくお願いいたします。

【松田行政企画官】 行政企画官の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【白井行政課課長補佐】 昨年4月から行政課課長補佐をしております白井と申します。よろしくお願いいたします。

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。小川局長はじめ皆様、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書につきまして、植田行政課長から説明をお願いいたします。

【植田行政課長】 事務局、植田でございます。

それでは、資料に基づきまして、議題になっております、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会の報告書について、簡単に御説明させていただきたいと思えます。

この研究会ですけれども、昨年11月から今年6月まで、東京大学の行政法をご専門とされている山本隆司先生を座長に、12名の構成員の方々に入らせていただきまして、8回御議論をしていただいてまとめていただいたものでございます。持続可能な地方行財政ということで、人口減少社会における様々な課題について、特に自治体における事務処理のあり方について、今後どういうふうに考えていけばよいかということを議論いただいたものでございます。

早速ですが、1ページ目をお開きいただければと思えますけれども、そこにポイントということで、事務処理に関する課題と対応を中心に書いてございます。

1ポツの一番上ですけれども、人口減少の中で特に自治体のほうでは専門人材、技術職員とかデジタル人材を中心に、もう既に不足が喫緊の課題になっているということであります。自治体以外もそうですけれども、団塊ジュニア世代が今、50代の初めくらいでございまして、今後退職していけば一般行政職員も含めて人材不足が深刻化していくだろうとしています。矢印の下にございますように、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、ここは特に昨今課題になっておりますが、例えば地方創生の様々な取組でありますとか、そういった地域ごとに考えるべき仕事に注力していただくためにも、これまでとは異なる新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた対応とか制度の見直しをやるべきだろうと。大ざっぱに言うと、そのような話をさせていただいたということでございます。

具体的には2ポツのところでございますように、事務を減らす、まとめる、担い手を広げる、生産性を高めるといったような対応方策を考えるべきだろうというふうに御議論いただきましたが、いきなりその結論に至ったのではございません。今回の研究会の特徴といたしましては、右の真ん中辺りに点線囲みで「10分野」と書いてございますが、介護保険とか国保とかインフラとか消費者とか、様々な分野の個別の事務に踏み込んで課題を分析し、そこから「検討の視点」、左側の黄色いところ、①から④にございますけれども、そういったものを抽出していただいたということでございます。

報告書としては、今後この「検討の視点」を参考にして、その他の行政分野も含めて課題分析を行って、対応策を検討すべきとまとめていただいたものであります。

今後の進め方、3 ポツのところにございますけれども、大きく言って2つございまして、まずは各都道府県、これは地方側で地域の状況を踏まえ、市町村の検討支援ということで、都道府県と市町村の間で、それぞれの地域の状況をよく考えた上で、例えば離島があるとか、面積が広いとか、様々な地域によっては課題が異なりますので、そういった検討をしていただければというのが1点でございます。国としても、具体的な対応方策について一定の選択肢を提示というのは、様々な地域からの対応方策が出てくれば、こういった事務に関してはこういった対応方策が比較的考え得るのではないかという選択肢を、国としてもフィードバックできるはずということを言っています。

もう1点が、地方の検討状況を踏まえて制度上対応すべきものについては、国、都道府県、市町村の役割分担の変更等の制度見直しというふうに言っておりまして、役割分担の変更のみではないですけれども、制度そのものの課題にまで議論になれば、そういったことも国の側の対応の仕方としてあり得るということを述べていただいたものでございます。今申し上げたことがポイントですけれども、もう少し報告書の内容について残りの時間で御説明させていただきます。

前提の部分の人口減少の状況が2 ページ目以降ですけれども、特に2 ページの将来の人口推計では、出生数については、右側のグラフを御覧いただきますと、2017年、2023年の推計人口、青の折れ線グラフと赤の折れ線グラフを比べていただきますと、やはり、かなり下振れしているということがございます。さらに実際の数を見ると、この四角括弧に書いていますように、2024年の日本人の出生数は69万人で、その推計もかなり下回っているということがございます。出生数がそのまま今の働いている方々の人数に直結するわけではございませんけれども、いずれそういう時代が来ることを認識してやらなくてはいけないということでもあります。

3 ページ目をお開きいただきますと、人材確保に関する課題認識ということで、自治体の現場では、冒頭少し申し上げたように、技術関係、土木技師、保健師、建築技師、ICT人材、保育士、看護師といった専門技術職の確保に非常に課題を感じているということでもあります。下に、赤線で囲ったところで、そういった人材とか体制確保に関して大きな課題があると感じているかという質問に対して、多くの自治体が「そう思う」と答えたところでありまして、下のほうの調査結果においても、これは一部の団体を対象としたものですが、技術職員の採用の課題について、約半数の市町村が「応募がほとんどない」という回答をしたということでもあります。

4 ページを御覧いただきますと、こちらは団塊ジュニア世代の話でございますけれども、冒頭申し上げたように、左側のグラフを見ていただきますと、ここで言う48歳とか53歳とか、この辺りの年齢の方々がボリュームゾーンになっているということなのですが、これは1973年の出生数、その前後ぐらいが団塊ジュニア世代でして、右側のグラフを御覧いただきますと、この方々がいずれ退職されるということになってくると、その頃に入庁が見込まれる方々がこの黄色い四角囲いのところだということになれば、3分の1近くまで、かなり人数が減ってしまうことを認識しなければいけないということでございます。

その上で、今回、資料に付けさせていただいたのは、10分野と最初申し上げましたけれども、その中の一つ、介護保険の分野についてどのような議論の進め方をしたかということの御紹介でございます。

まず、5 ページですけれども、これは介護保険全体の事務に関して、国、都道府県、市町村でどういった役割分担になっているかということを書いたものでございまして、一番下の「市町村」を御覧いただきますと、特に赤字で書いているところを今回は資料にしてございますけれども、要介護とか要支援の認定業務、それから、介護サービス等の提供事業者に対する指定とかいった監督関係の業務、そのほか介護予防といった様々な業務を行っているということであります。

そういう役割分担の状況を見た上で6 ページを御覧いただきますと、実際にA市、B村、人口5万人と1,500人ぐらいの団体でありますけれども、そういったところでどういった体制を組んでいて、実際に業務がどの程度のボリュームになっているかということを細かく確認させていただいたものであります。

左側のA市で見ていただくと、介護保険の担当は、それぞれ認定調査とか保険料の賦課とかいった事務ごとに常勤職員1人で対応しています。認定調査については、非常勤の方を確保して実施しているということでもあります。

B村のほうでは、介護保険業務全てを常勤1名で担当していると。認定調査については外部委託をし、認定審査会の設置・運営については広域連合のほうでやっています。業務のボリュームがどの程度かということでは、下の「業務の詳細」というところ、2つ目の丸にそれぞれ年間の認定調査の数が、Aは1,200人から1,300人、Bは20人程度ということで、実は人口に比べると、A市のほうが、かなり業務量が多いという形でございます。単純に業務量が多いという担当者の所感も聞いたところであります。

もう少し細かい事務ごとにどういったことを議論したかというのが7ページ以降にあります。例えば①、要介護認定、認定調査については、「業務の概況等」のところにもありますが、全国的に見ても本当は30日以内にすべきなのですが、40.2日ぐらいかかっており、業務量が非常に多くなっています。ただ、その割には課題解決が進まない理由・現状のところにありますけども、共同処理しているのは全国で36件ということで、あまり多くはない状況にあります。

8ページを御覧いただくと、そういう状況の中でシステムの整備、活用についても国で議論されているということの紹介ですけれども、介護情報基盤の整備について、厚労省のほうで令和8年4月の運用開始を目指して調整しているということでもあります。それぞれ保険者である市町村、医療機関、介護を受ける方、被保険者、介護事業所の間で、今は郵送などで、結局、紙ベースでいろいろな情報のやり取りをしているということなのですが、プラットフォームとして医療と介護の情報基盤をつくって、業務の効率化を図っていくという動きであります。

続いて9ページを御覧いただきますと、専門職といっても、これは介護認定審査会という医師や看護師の方々に委員をお願いする機関ですが、そういうところでは、共同処理の数が比較的多く、真ん中辺りに、全国で297件、1,063団体で共同処理しているとあります。また、一定規模以上の市町村では審査件数も多くて、高頻度で開催していて、資料の準備等が負担になっているような状況であります。

さらに、一番下にございますように、共同処理について他団体と検討する余裕とか、デジタルツールの導入を検討する余裕、新たなことを業務改革のために人を割いてやっていくという余裕がなかなかないということが悩みとして聞き取れております。

10ページですけれども、少し種類の違う業務ですが、事業者に対する運営指導等がございます。これについては、どの程度できているかということについて「業務の概況等」の3つ目と4つ目の丸にございますけれども、指定の有効期間6年の間で、事業者数が2～30か所あるので、年間3、4か所程度を回っているというのが5万人ぐらいの市の状況ですし、1万人未満の町村の状況だと6か所事業所があるが、なかなか訪問してまでの運営指導はできていないと、人手不足でそういう状況であるというふうなことが聞き取れています。広域的に運営指導をやればノウハウも蓄積できるのですが、一番下にございますように、共同処理しているのは全国で34件、199団体にとどまっているということもあって、指導の機会を設けることができていない状況を改善することが難しくなってい

る現状を見てとれると思います。

11ページ、また少し種類の違う業務として介護予防等があります。これは例えば体操教室とか認知症予防のサロンや、個々の人に対するケアプランの点検といった事務になりますけれども、左側の一般住民向けの予防の取組などは、一番下のところにございますが、地区単位で住民とやり取りしながら柔軟にやる必要がある、市町村の責務という感覚が強いということがあって、共通性には乏しいので、共同処理をすると団体は非常に少ない。全国で2件、8団体ということでもあります。ケアプランのほう、右側ですけれども、専門知識を有する人材の確保がなかなか困難で、委託先も人手不足の状況だということでありまして、そういう意味では、こちらについても課題があるということでもあります。

それに対する方策として一つ、12ページで、先ほど共同処理の話を何回かしましたが、福岡県の介護保険広域連合、これは平成11年に33市町村、70万人の人口規模のところで、大都市は入っていない形で構成したということですが、そういった広域連合をつくって、8つの支部で介護保険事務のほぼ全てを共同処理しているということでもあります。そうすると、「各事務の概況」というところにありますように、審査会についてもおおむね課題がない、業務が回らないという状況にはないとか、事業者の指導についても、年間100件程度の運営指導を実施するためにノウハウが蓄積されているといったことになっております。

一方で、介護予防、例えば一般住民向け体操教室とか認知症カフェなどは、地域単位でやらなければいけないので、構成の市町村がそれぞれ、広域連合ではなくて構成市町村のほうで実施しているような状況であるということで、参考になる事例だというふうに考えてございます。

こういった議論をそれぞれの事務についてやっていただいた上で、13ページ、14ページにつけさせていただいているのは、これは「検討の視点」というふうに最初申し上げたものであります。演繹的に物事を考えるのではなくて、それぞれの事務の処理、どんな方法が考えられるかということを考える上で、共通的な要素を抽出してつくってきたということでございます。左側に「事務への着目」ということがございまして、右側が「デジタル技術の活用」と書いていますけれども、「事務への着目」というのは、どういう事務の性格を持っているかというところをまず見るということでありまして、事務の量が多すぎる場合とか、逆に少なすぎて効率性が低下している場合には、先ほどの例のように、逆にノウハウが蓄積されない、事業者の指導がなかなかできていないというような話がござい

ましたけれども、そういった場合も逆によくないということでもありますし、事務の内容が例えば企画立案的なものなのか、定型的なものなのかによって、その地域で特性を生かしてやるべきなのか、それとも、ある程度まとめた形でやっても構わないのかというところの違いが出てくるだろうということでございます。

あとは、国、都道府県、市町村間の事務内容の共通性というのがございます。例えば道路の維持管理とかだと、規模の違いがあれど、市町村道、都道府県道、それから国道と、それぞれ事務自体は非常に似通っている部分があるということもあります。都道府県なり、国なりの出番があるのかどうかということを考えた際には、そういった事務内容の共通性も考えなければいけないだろうと。また、「事務処理に必要なリソース」ということですが、けれども、専門性が高い技術職とか保健師といった専門人材そのものが必要だというような場合もありますし、その下の事務処理の難しさとか、経験・知見の必要性、例えば高度なデータ解析、最近はデータヘルスというようなことが言われていますけれども、国保の事務の中には、そういったのを各地域、市町村ですできるだけやってほしいというようなお話もございます。どこまでそれを個別の市町村に分けてやることのほうがいいのか、それとも、もう少しまとめてやれるのかということは再考の余地があるのではないかなという議論であると思います。

それから、①、②、③は、どちらかというまとめてやれるようなものというのはどういうものがあるのかという着目の仕方かと思いますが、14ページの④の「その他事務処理のあり方」というところを御覧いただきますと、こちらは逆に対面とか実地での事務実施の必要性ということもございます。先ほどの介護予防の中の体操教室とかそういったことを御想像いただくと、それぞれの地域において必要なものがそれぞれ違っているような場合、あとは、その場でやらなければいけないような事務である場合には、今はリモートでいろいろなことができるようになってはいますけれども、実地性、対面性が必要な場合には、一義的には市町村による事務処理が考えられるだろうということでもあります。

また、どこまでその地域の事情とか特性を考えて事務処理をしなければいけないかということがございます。狭域での地域事情とか、住民の意思をどこまできめ細やかに政策に反映させる必要性が高いのかといったようなこと、また逆に、全国的な社会経済状況の変化とか、全国レベルとか都道府県レベルである程度水準を考慮しなければいけない、完全に合わせるということではなかったとしても、そこは一定の均衡を考えなければいけないというような事務もございます。その辺りについてどういうふう考えるのかと。より均

衡を求められるものについては、都道府県なり国なりが出てくるというのが可能性としてあり得るということでございます。

また、行政分野を超えた連携とか地域の多様な主体との連携の必要性もございます。今、この研究会で議論したのは10種類の事務でありますけれども、もちろんその他にもたくさんのお事務がございます。結局、総合行政主体たる地方公共団体は、そこに総合力を発揮することに非常に意味があるということがございますけれども、そういった観点から、行政分野を超えた連携ということをやすべき分野、必ずしもそうでもない分野ということがあるでしょうし、地域の多様な主体との連携が求められるものについては、まとめることは難しい事務になってくるということかと思えます。

それに対して、右側に「デジタル技術の活用」と書いている部分が青く塗った部分ですけれども、これは先ほど申し上げた「事務への着目」のそれぞれの項目における前提自体を変え得るものだということでございます。例えば上から2つ目の箱のところに書いてありますけれども、先ほども申し上げた紙ベースでやり取りをしているとか、電話でやっているといったものを、デジタル、AIとかを使うことで、事務量自体を小さくすることもできるだろうと。また、デジタル技術の活用で、標準化・共通化を進めることで事務の定型性が高まっていくので、よりまとめて仕事をするということがやりやすくなっていくだろうと。専門人材の不在に対しても、いろいろなAIを活用した情報の整理・分析を進めることによって、ノウハウの不足も補うというようなことも考えられますので、常にこういったデジタル技術の活用を前提としながら、事務をどこまで減らしたり、まとめたり、効率性を上げていったりすることができるかを考えていただきたいというものでございます。

最後の15ページでございますけれども、課題に応じた対応方策ということで、今ほどまでは「まとめる」という言葉しか使っておりませんでしたが、その場合の手法として、ここにございますように、市町村間の広域連携であったり、都道府県や国による市町村の補完・支援が主に考えられたりするだろうということでありまして、左側の市町村間の広域連携、いわゆる水平的な連携ですけれども、そういったものについては今、連携中枢都市圏とか定住自立圏という形で、比較的規模の大きな団体を中心にそこを核として連携を進めていくという取組も、平成の合併以降進めてまいりましたが、そういった地域でない地域においても、連携は考えられるだろうということでもあります。

また、右側の、特に特定の専門人材がいるとか、国と都道府県、市町村との間で内容の共通性が高いような事務については、都道府県とか国による補完・支援も考えられるだろ



うということで、その場合に、地方共同法人とか県単位での団体とかについても触れています。国や都道府県そのものでなくても、地理的な範囲として、そういった範囲で水平連携をするのに、県なり国なりが何らかの形で関与するという方法も考えられるのではないかとのことです。

そういったことを、6月の研究会報告書がまとまって以降、各地方において議論していただきたいということがまずは今回の話でございまして、そういった各地域における議論が一定程度進んでいく中で、やはりこれはもう制度見直しに踏み込むべきだという議論もきっと出てくるだろうと想定しております。そういった各地域での議論に対して、総務省、さらには、各省庁それぞれの所管分野がございます。報告書を作成する際にも、関係省庁の担当課には綿密に連絡を取らせていただいて、中身についてもチェックしていただきながら進めてまいりました。そういった各省庁の協力もいただきながら、今後、事務処理の仕方の見直しであったり、前提となる制度の見直しであったりといったことも考えていくべきだろうというふうに考えている状況でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

【菊池委員長】      どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問などおありでしたら、よろしく願いいたします。

小高委員、どうぞ。

【小高委員】      1つ目は、報告書の本体をきちっと拝見していないのですが、介護保険について、今、実例として御説明いただいているのですが、その他の9分野も、この短い期間でこうした検討をなさったということなんでしょうか。何かもう、相当インテンシブにされたということでしょうか。

【植田行政課長】      おっしゃられるとおりでありまして、最初から10と決めていたわけではなかったのですが、途中から少し増やしていった、結果的に10分野になったわけですが、事務局としても、局内の他の課の協力とか、実はこれは地方行財政ということで、自治財政局、自治税務局、それから公務員部も事務局に入っていて、そういう意味ではかなり横断的に協力体制もつくった上で、準備して資料を作成いたしました。その際には、先ほど申し上げましたけれども、それぞれ10分野の関係省庁の担当課の方々に相談しながら、また各自治体に聞き取りをしながら議論していったということでございます。

【小高委員】      ありがとうございます。あともう1点、よろしいですか。最後は各地域での議論を経て制度見直しというふうになるかもというお話だったと思うのですが、これは例えば一定の期間を区切って議論してくださいみたいな振り方をされているというものなんでしょうか。

【植田行政課長】      必ずしもそういった申し上げ方はしておりません。既にこの研究会で議論していたような問題関心の下に、県と市町村との間で会議体をつくったりして、議論を進めている地域も幾つかございます。そういったところも参考にしながら、他の県に対してもそういった地域に関する情報提供をしながら、議論していただくというのはいかがでしょうかという投げかけをさせていただいているところです。

恐らくこの議論は徹底的にやろうと思うと、かなり時間はかかるだろうと思います。ただ、ずっと議論だけをしていても、議論疲れということを自治体の方々からも聞いたことがございますので、一定の時間を区切ってそこまで一定の結論、その段階での結論を出していただき、何回かそういうことを続けていただくということは、議論の進め方としてあるのかなと思っております。各都道府県で議論をされているところに対して話をする際にはそういった言い方をさせていただいています。

【小高委員】      ありがとうございました。

【菊池委員長】      小高委員、よろしゅうございますか。

他に御発言はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

他に御発言がないようでしたら、本日の委員会はこの程度で終了いたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会は閉会とさせていただきます。本日の委員会の議事におきましては、審査に係る合議に関する部分はございませんでしたので、議事要旨と議事録を委員の皆様にご確認いただいた上で、会議資料とともに公表したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこの程度にいたします。どうもありがとうございました。